

【議事】定 5

(2) 技術試験衛星 型(ETS- :きく 8 号)通信系ミッション機器の異常について

NICS の大森理事が資料 5-2(ETS- の異常)を説明した後、下記のような質疑応答があった。

松尾:現在、異常があったと思える 4 台だけでなく、全てが稼動しないのであるが、4 台だけを隔離する方法があるのか。

NICT 大森:そもそも端子がショートした場合に、ヒューズが溶ける筈なのが、一つ落ちていないようである。電流を ON にすることでヒューズを溶断する方法が可能である。それをやって他の機器に影響が出ないか、詳細な検討が進んでいない。地上で溶断試験をするなど、確認作業をしたいと考えている。

森尾: 番のモニター端子というのがあるが、テレメトリーの信号を発生させるためのモニターなのか。

NICT 田中:地上で輸送したときにヒューズが切れる可能性があるので、それを確認するための端子である。テレメトリーのモニターではない。

森尾:テレメトリーの信号は何処で取っているのか。

NICT 大森:ダイオードとローノイズアンプの間になっている。

森尾:では 3 番の辺りか。

NICT 大森:いえ、1 番のところですよ。

松尾:今、鋭意検討を進められているところと思うが、その進展を期待いたします。場合によっては調査部会で議論させて頂くこともあるが、当面は検討の進捗を期待する。

(3) 風雲 1 号 C のデブリについて

JAXA の中原 統合追跡ネットワーク技術部長が資料 5-3(風雲 1 号 C のデブリ¹)を説明した後、松尾委員長から励ましの言葉があった。

松尾:追跡の方は日本の設備では難しいかもしれないが、解析の方はしっかりできるのではないかと。COPUOS では従来ともわが国はデブリの低減もガイドラインも参加して一緒に取り組んでいる経緯もあるので、その状況を踏襲していきたいと思う。

¹ デブリはもちろん由々しき問題であるが、衛星を攻撃する実験を行ったこと自体が問題であることが話題にならない。自国の衛星だから許される問題ではない。「宇宙空間に大量破壊兵器を置いてはならない。」「宇宙空間で軍事演習を行ってはならない。」など、宇宙法での規制がある中で、最も脆弱な部分を突いた実力行使である。ABM の技術と共通する部分も多く、行為自体を非難する必要は無いのか。

中国は M ロケットによる衛星打ち上げを、大陸間弾道弾の訓練と考えているが、日本を非難することまではできないと思っている節がある。その、中国がどこかの国と戦争状態になったとき、相手の通信網、観測・偵察網を破壊するための技術を検証する実験を行った。明らかに宇宙の軍事利用であり、弾劾すべきではないか。